

令和3年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出期限等について

令和3年度介護報酬改定に伴い、新たな加算等が設けられたことから、市が所管する介護保険施設・事業所について、令和3年4月1日から算定を開始する報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を、特例的に令和3年4月15日（木）とする取扱いとします。

当該期限までに届出された場合は、令和3年4月1日に遡って適用することとしますので、期限を厳守の上、届出をお願いします。

期限までに提出をされなかった場合、令和3年4月1日に遡及する特例は適用はできません。その場合は、届出に係る加算等の算定の開始時期は通常の届出に係る取扱いのとおりとなります。

1 令和3年4月1日から算定を開始する場合の体制届等の提出期限

令和3年4月15日（木）

2 対象となる体制届等

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算届出書等の添付書類
- ・令和3年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書

3 提出・問合せ先

瀬戸内市 福祉部 いきいき長寿課